

(1) 事前の危機管理（備える）

① 体制整備と備蓄

- ・校長を最高責任者として、防災管理者（副校長）を中心に指示系統の明確化を図る。
- ・地域、保護者との連携窓口を副校長に一本化し、情報の共有化を図る。
- ・災害時の適切かつ正確な情報を入手し、地域との動向に合わせ判断する。
- ・B棟2階に備蓄倉庫を完備し、常に保管状況を確認し、災害に備える。

② 点検

- ・施設管理点検 毎朝・夕の副校長による点検
- ・危険個所点検 各担任による教室点検、教科担任による特別教室点検
- ・避難経路点検 全職員による避難経路の安全確保のため見直しを常に図る。

③ 避難訓練

- ・年間指導計画の見直しを図り、防災意識が薄れないよう配慮する。
- ・避難訓練ごとに、総括を行い常に防災意識を保つよう心掛ける。
- ・地震発生時刻の違いによる対応。生徒ばかりではなく教員の意識の高揚。
- ・初期対応、二次対応と場面による変化に対する意識。

④ 教職員研修

- ・学校安全計画に研修を位置付け、事前、発生時、事後の危機管理の対応を研修
- ・地域や関係機関との連携や地域人材を活用する。

(2) 発生の危機管理（命を守る）

① 緊急地震速報 地震の揺れの違いによる俊敏な判断

管理下

初期対応 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身を寄せる。

二次対応 素早い情報収集 臨機応変での確な判断 正常化の偏見への注意

管理外

正常化の偏見 自分にとっての都合の悪い情報を無視しない。過小評価しない。日頃の意識。

(3) 事後の危機管理（立て直す）

① 避難所開設 生徒の安全確保をしつつ、防災担当者が来校するまで避難所を開設し対応する。  
公務員は全体の奉仕者であることを確認し、現場を離れず、避難所を開設。

② 心のケア 生徒の健康安全観察の徹底 情報を共有し早期発見に努める 適切に対処

③ 引き渡し 原則として震度5弱以下の地震の場合は下校（集団下校）させる。

（ただし、交通機関に混乱が生じ、保護者が帰宅できない状況があると判断した場合、保護者に引き渡すまで学校で待機させる）

震度5強以上の場合は、保護者が引き取りに来るまで学校待機

④ 安否確認 休日や下校後に震度5強以上が起きた場合は、生徒の安否を確認する。